

15
27

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書（文化財保護議定書）（抄）

署 名 一九五四年五月一四日（ハーグ）

効力発生 一九五六年八月七日
日本国 一九五四年九月六日署名、二〇〇七年五月二十五日国会承認、二〇〇七年九月一日公布及び告示（条約第一号及び外務省告示第五二三号）

日批准書寄託 二〇〇七年九月二日公布及び告示（条約第一号及び外務省告示第五二三号）

締約国は、次のとおり協定した。

I

1 締約国は、一九五四年五月一四日にハーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第一条に定義する文化財が、武力紛争の際に自国が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。

2 締約国は、占領地域から直接又は間接に自国の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。この管理は、文化財が輸入された時に自動的に行い、又は自動的に行うことができない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。

3 締約国は、自国の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。このような文化財は、戦争の賠償として留置してはならない。

4 自国が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負っていた締約国は、3の規定に従つて返還されなければならない文化財の善意の所持者に対して補償を行う。

II

5 締約国の領域を出所とする文化財であつて武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の領域内に寄託されたものは、敵対行為の終了の際に、当該他の締約国により、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還される。

III（以下略）